

●香川県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年11月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成22年11月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 円座香西線（177号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市御厩町字大塚411 番2地先から	前	7.3~12.0	130	市道との管理区分の変更に伴う 一部区域の不用物件化及び平成 21年香川県告示第74号で変更し た区域の一部の供用開始
高松市御厩町字落合334 番2地先まで	後	7.3~8.9	130	

- 4 供用開始の期日 平成22年11月5日